

第5章

基本計画

1 住み慣れた地域での暮らしの確保

1-1 災害時の安全の確保

東日本大震災をはじめ想像を超えた自然災害が各地で発生する中、本市においても災害に対する不安は大きくなっています。

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果および当事者・家族団体のヒアリングの結果によると、災害時に一人で避難することが困難な人が多くおられ、災害時に困ることとして、「災害の状況がわからない」「誰に救助を求めたらいいかわからない」などを多くの方があげています。また、避難所においては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」「コミュニケーションのこと」などで困るのではないかと不安を感じている人が多くいることがわかりました。これらに加え、障害者施策審議会および地域自立支援協議会においても災害時の安全確保の必要性についての提案がありました。

現在、本市では、すべての市民の生命が守られ、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、＜安全・安心が実感できる地域づくりを進めます＞を総合計画の目標の一つとして掲げ、地域ぐるみの防災・減災対策を進めています。

特に、地域住民、サービス事業所、関係機関、行政の連携により、障がいのある人をはじめ災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、市全体で体制を整えていきます。

【重点的な取組み】

- 障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立
- 避難行動要支援者の個別計画の作成

(1) 障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立

本市では、福祉施設を運営する4法人与福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を6か所指定しています。

障がいのある人に対応した福祉避難所については、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を、当該施設に協力を求めながら整えます。

また、障がいのある人一人ひとりが、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周知・啓発を行います。

(2) 避難行動要支援者の個別計画の作成

災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、避難行動要支援者の実態把握、未登録者を含む避難行動要支援者名簿の作成義務などの規定が設けられました。本市においては、これまで手上げ方式に限定して避難行動要支援者の登録を行ってきたため、未登録の避難行動要支援者情報を把握しきれていないなど、十分な支援体制が整っていませんでした。

平成 25 年度から「災害時要援護者管理システム」を導入し、住民記録情報、要介護等認定情報、障害程度区分情報、高齢者実態調査情報等、各所属が保有する情報を取り込み、避難行動要支援者情報（避難行動要支援者基本情報、地図情報等）のデータベース化を行っています。

地震などの災害が発生した時、障がいのある人など避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑にできるよう、町内会、まちづくり協議会や民生児童委員などの避難支援等関係者や行政関係機関との協力体制の下、同意方式による登録の働きかけを行い、支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある人一人ひとりが確実に避難できるよう個別の支援計画を作成できる体制を整えていきます。



1-2 民間活力の導入による施設等の整備

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、これからの生活については、いずれの障がいの場合も、「自宅で家族とともに暮らしたい」が最も高くなっていますが、知的障がいのある人などでは、グループホームで暮らしたいという人も少なくありません。また、介護者の高齢化が進む中、親亡き後の生活の場や、地域における生活を支援する拠点の整備を推進していく必要があります。

施設や拠点の整備にあたっては、当事者や家族、サービス事業者、行政が連携し、民間事業者等の持っている優れた技術、知識、経験等、民間活力を効果的に活用し、障がいのある人や家族のニーズに応じた適切なサービスを迅速に提供できるようにします。

また、当事者や家族が、地域において自らが望んだ生活を送ることができるよう、行政が中心となって、情報提供や需給に関するコーディネートをきめ細やかに行っていきます。

在宅で医療ケアを必要とする障がい児は増加の傾向を示し、地域において医療ケア対応が可能なサービス提供事業所、体制が求められています。今後は市内事業所に医療ケア対応が可能な事業所等の整備支援を行っていく必要があります。

【重点的な取組み】

- 地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）
- 障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進

(1) 地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）

障がいのある人がいつまでも安心して生活できる場としてグループホームの設立を、当事者と、その家族による当事者団体が主体となって進められる環境を整えていきます。関係機関等と連携のもと情報提供などの支援を行うとともに、地域住民への理解と協力を求めていきます。

また、障がいのある人の地域生活支援の推進のための居住支援機能、短期入所系サービス、相談支援など地域支援拠点について、広域的に複数の機関で担うしくみづくりを圏域内の市と連携して検討していきます。

(2) 障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進

医療的なケアを必要とする障がいのある児童が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、市内に利用できるサービス提供事業所を整備します。

整備にあたっては、民間活力の導入を基本に、経験の豊富なサービス提供事業所と連携し、設置していきます。



1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある人の多くが、差別を受けたり、いやな思いをしたことがあると答えています。障がいのある人の社会参加を困難にしているのは、物理的な障壁とともに心の壁が大きな要因と言えます。この壁を取り除き、障がいのある人もない人も全ての市民が、“大家族”として共に生活できる環境を整える必要があります。

そのために、すべての市民が、「障がい」と「障がいのある人」について十分に理解を深められるよう、交流の場や機会を積極的に創出していきます。なお、“場”の創設にあたっては、地域の身近な場所で、気軽に利用できるように、市内にある既存施設や高齢者の分野における「生涯現役のまちづくり事業」によって創出された「健康自生地」なども柔軟に活用していきます。

また、障がいのある人が、地域活動をはじめさまざまな活動に、楽しみながら参加できるよう、子どもから大人まで、ライフステージに応じた安心の居場所づくりを地域組織、当事者団体、サービス事業者が協働して進めていきます。

【重点的な取組み】

- 公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり
- 地域による居場所の活用・運営
- 「ポッチャ」や「ぷれジョブ」を通じた地域交流の推進
- 余暇活動を通じた地域交流の促進

(1) 公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり

市内のさまざまな公共施設を「地域の居場所」として位置づけ、障がいのある人と地域住民との交流を通して、相互の理解を深めていくことができるように、積極的に活用していきます。

また、障がいのある人が、障害福祉サービスを利用した後など、家事の都合や仕事などで保護者・家族が自宅に帰宅するまでの間、安心して過ごせる〈場〉として、市内のサービス提供事業所におけるサービス提供時間終了後の施設活用について検討していきます。

(2) 地域における居場所の活用・運営

地域における未利用施設や空き家など、これまで活用されていなかった地域の資源や生涯現役のまちづくり事業における「健康自生地」を障がいのある人の居場所や地域住民との交流の場として有効に活用することを検討します。

また、NPO法人やまちづくり協議会など地域組織が、地域の実情に応じた運営ができるよう支援していきます。

(3) 「ボッチャ」や「ふれジョブ」を通じた地域交流の推進

障がい者スポーツである「ボッチャ」を通じ、障がいのある人と地域住民の交流ができるよう、出前講座や大会の実施など普及活動を行ってきました。

また、地域住民がジョブサポーターとなり、障がいのある児童・生徒の仕事体験を支援する「ふれジョブ」の実施に向けて調査や講演会を実施してきました。

今後も、障がいのある人の地域交流を推進するため、コミュニケーションツールとして「ボッチャ」を、大会の開催などを通じて、市内全域に普及していきます。

また、「ふれジョブ」が障がいのある児童・生徒の仕事体験を通じた地域交流として定着するよう、ジョブサポーター、協力事業所等の協力者の発掘と開催支援を行っていきます。

(4) 余暇活動を通じた地域交流の促進

障がいのある人の活動の場を確保するとともに、地域住民との交流を促進するために、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるスポーツ、文化活動、レクリエーション活動の振興を図ります。

また、一般就労した障がいのある人が、余暇活動を楽しむことで、日常的な就労の定着につながるよう、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた多様な余暇活動を推進していきます。

① スポーツの推進

平成 23 年に施行されたスポーツ基本法においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。障がいの特性に応じたスポーツを、できるだけ多くの障がいのある人が行えるよう場所の

整備や指導者の育成に努めるとともに、誰もが一緒に楽しめるスポーツを通じて、障がいのある人と地域住民との交流を推進します。

② 文化活動等の推進

障がいのある人のニーズに応じた趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

③ イベント企画等への参加促進

スポーツ、文化活動、レクリエーション活動等のイベントにおいて、企画段階から障がいのある人たちの参加を得ることにより、より充実した内容になるよう努めます。



1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある人の多くが、近所付き合いや地域活動をあまりしていないことがわかります。前述したとおり、交流を基本とした「障がい」と「障がいのある人」についての理解が進むにつれ、障がいのある人の地域活動への参加が活発になり、ひいては地域の活性化につながるものと考えられます。

こうした考えに基づき、地域の行事・イベントなどの開催にあたっては、障がいのある人が主体的に関われる機会を設けていきます。また、まちづくり協議会など地域組織が、障がいのある人の参加に配慮した取組みを行う場合は、積極的に支援していきます。

【重点的な取組み】

- 地域イベントへの参加促進
- ざっくばらんなカフェ等を活用した周知
- まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援
- 障がいを理由とする差別の解消の推進

(1) 地域イベントへの参加促進

地域で実施する各種イベントに、障がいのある人が気軽に参加できるよう、主催する関係団体に協力を要請するとともに、障がいのある人が企画段階から関われるよう支援していきます。

また、こうしたイベントの会場等において、障がいのある人の作品などの発表や、物品の販売ができるようにします。

(2) ざっくばらんなカフェ等を活用した周知

日本福祉大学高浜市まちづくり研究センターにより企画運営されている「ざっくばらんなカフェ」は、年齢や職業などに関わらず、さまざまな人がテーブルを囲み、「ざっくばらん」に話すことを楽しむカフェです。市内各所を会場に、月に1回程度、開催しています。

「ざっくばらんなカフェ」において、障がいのある人が、自身の事や、経験した事について話し、さまざまな人と交流することにより、障がいのある人の日常等につ

いて多くの市民が理解する機会をつくります。また、市内のサービス提供事業所等との協働により、もの作りなど体験型の交流も進めていきます。

(3) まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援

NPO法人やまちづくり協議会など地域組織が実施する活動に、障がいのある人が参加し、担い手として積極的に関わられるよう、関係職員の派遣や関連団体との調整支援の支援を行っていきます。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者等による障がいを理由とする差別の禁止を定めています。これには、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化、障がいのある人への偏見などが含まれています。

障害者差別解消法の施行に向け、障がいを理由とする差別や、合理的配慮などについて、市のホームページ、広報紙、パンフレット等で周知を図っていきます。

また、今後、合理的配慮やインクルーシブ教育など障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた新しい考え方にに基づき、市の施策が推進されるよう、市職員の知識と理解を深めるため、研修等の実施や情報提供を行っていきます。



2 本人の生活を支援する体制の充実

2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、高浜市においてこの数年で進んだと思われる障がい者施策として「相談支援」が多くあげられています。第3次計画において、最重点施策として取り組んできたのが「相談支援」であり、いきいき広場の窓口において完結するワンストップ体制を構築してきました。

しかし、一つの相談事例に、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮など複数の制度を横断するものや、医療サービスだけで福祉サービスの利用には至らず、制度の狭間に陥って適切な支援が受けられないケースがあるなど、障がいのある人をめぐる課題は、複雑で困難なものとなっています。こうした課題に対応するためには、福祉分野の中での連携強化はもとより、医療と福祉の連携が必要不可欠です。

また、支援に必要な情報をいかに管理し、共有化を図り、活用していくかという課題については、第3次計画の実行を通じて、取り組みはじめたところであり、多職種協働の視点で、よりステップアップした相談支援の体制を検討することは必要です。

そこで、各福祉制度を横断的に捉え、より迅速に適切な支援につながるよう、医療機関も含め関係機関・担当者間の連携を強化することにより、「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を目指すとともに、相談支援員の資質向上を図るための環境を整えます。

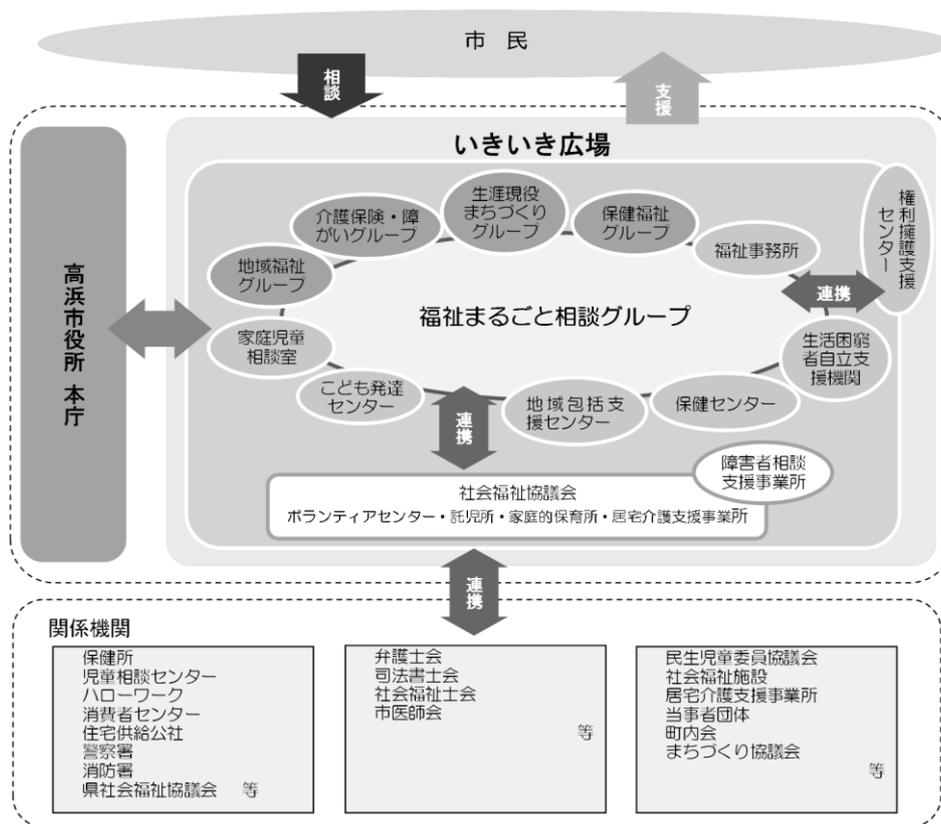
【重点的な取組み】

- 包括的（まるごと）相談支援体制の推進
- 相談支援員の資質向上体制の確保
- 多職種連携による地域ケア会議の強化

(1) 包括的（まるごと）相談支援体制の推進

本市では、平成8年4月、福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として、市のほぼ中央、名古屋鉄道三河高浜駅から徒歩1分、市役所から徒歩5分の場所に「いきいき広場」を開設しました。市福祉部、地域包括支援センター、高浜市社会福祉協議会などの機関を一箇所に集中させた福祉の総合拠点であり、現在では、地域包括支援センターの他に、こども発達センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援に関する窓口などが設置され、子ども、障がいのある人、高齢者、そして、支援が必要と思われる人すべての福祉の総合相談窓口として『困ったことがあれば、「いきいき広場」へ』が合言葉となり、市民や関係機関に広く周知されています。

【いきいき広場における相談窓口と総合相談支援体制】

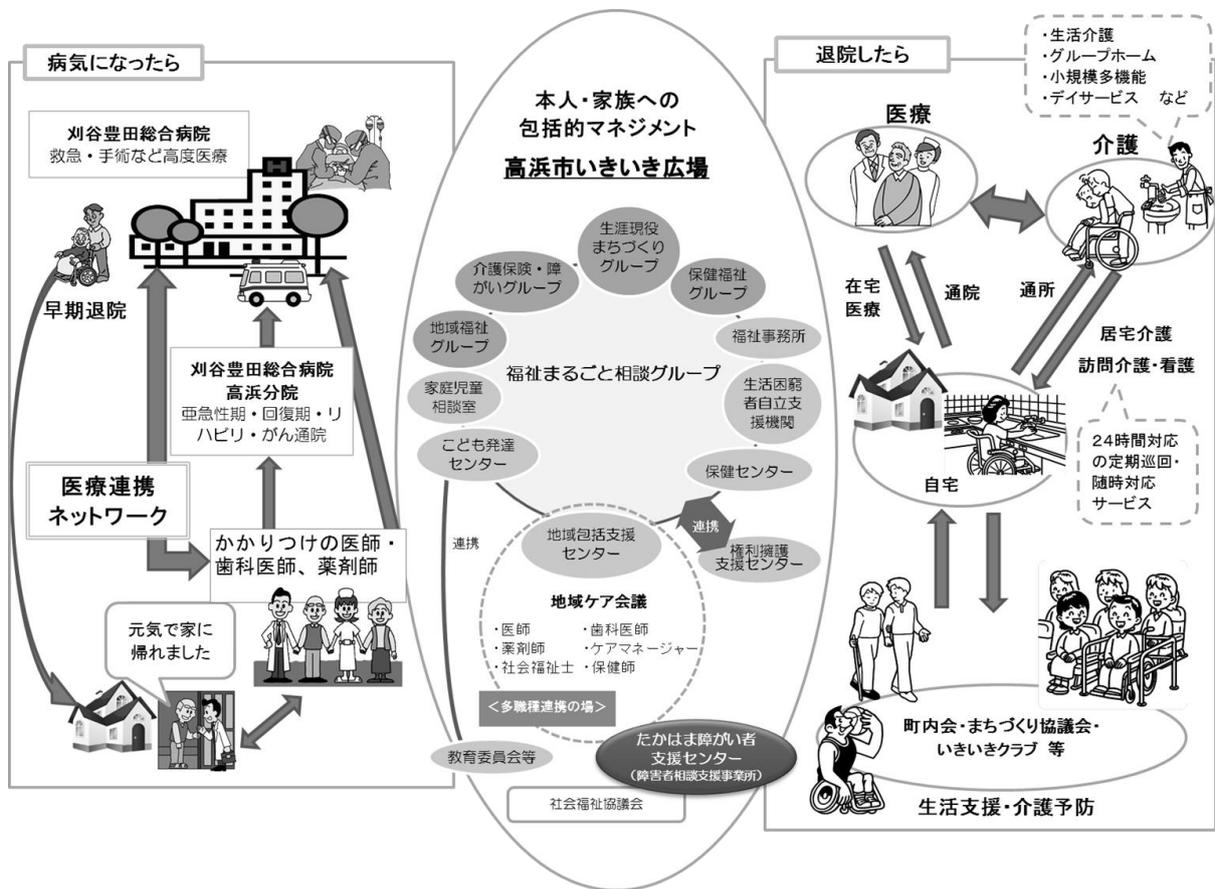


「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築に向けたネットワークの充実・強化にあたっては、各種支援の中心であり、関係機関との横断的な連携拠点である「いきいき広場」（福祉まるごと相談グループ）を、「たかはま版地域包括支援ケアシステム」の中心に位置づけます。障がいのある人が住み慣れた地域で尊厳あるその人

らしい生活を継続できるようにするため、保健・福祉の相互連携に加え、さらに医療との連携を深めることにより、保健・福祉・医療の連携体制を確立します。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、まちづくり協議会、ボランティア、民生児童委員、民間企業など地域のさまざまな機関とのネットワークを充実・強化し、自助を基本にしながら、障害福祉サービスをはじめとする公的なサービスと、住民活動などによるインフォーマルなサービスを含めた支援体制を構築します。

【たかはま版地域包括ケアシステムのイメージ】



(2) 相談支援員の資質向上体制の確保

複雑な相談内容や多岐にわたる相談に対し適切な支援を行うため、社会福祉協議会との連携のもと、「たかはま障がい者支援センター」の相談支援員のスキルアップを図るとともに、市全体の相談支援の充実を図ります。相談支援員の地域自立支援協議会への参加やサービス提供事業所を訪問により、個別支援力の強化のみならず、地域課題への気づきや、その情報共有が可能となる相談支援員のスキルアップを図ります。

(3) 多職種連携による地域ケア会議の強化

障がいのある人や高齢者等が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスや介護保険サービス等の総合調整を図るため、高浜市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置しています。

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを実現するために欠かせない会議であり、障がいのある人一人ひとりが望む生活を支える重要な場であります。

個別事例の検討等を通じ地域全体のニーズに関する協議や、インフォーマルサービス、民間サービスも含めた社会資源の情報共有のもとで、不足している支援やサービスをどのように組み立てていくのか、施策提案が必要となるのはどの部分の対策なのかを協議していくことも地域ケア会議の役割として期待されています。

そこで、事業者をはじめ、医師、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会など障がいのある人や高齢者の生活を支えるさまざまな関係者が集結し、生活面や医療面での支えなどを理解し合うことができる環境を整えます。

また、地域課題の解決に向け、保健・医療・福祉・介護に関わる専門機関の多職種連携を充実・強化するとともに、新たな地域資源の開発や地域づくりを推進していきます。



2-2 継続・持続可能なサービス提供

障がいのある人を支援するサービスや制度は、障害者基本法の制定に始まり、その後の関係法の施行や改正により大きく様変わりしてきました。

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、身体障がいのある人は65歳以上の占める割合が高く、認知症高齢者の増加、疾病による内部障がいの増加など、障がいのある人の増加が、高齢化の進展と深く関連していることがわかります。また、職場や家庭のストレスなど社会的な要因から「うつ病」などの発症悪化により精神の障がいも、一層増加していくことが予測されています。

本市では、これまで、障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、相談支援をはじめ、障害福祉サービスの提供体制を充実するとともに、市の独自事業を実施してきました。しかし、近年では、障がいのある人の増加に伴い、障害福祉サービスの利用が増加するだけでなく、時代とともに、現行の市独自事業の意義や必要性も変わってきています。

今後は、サービス利用の公平性や施策の効果・効率という視点の下、本当に必要な人に必要なサービスが継続的に提供できるような体制を整備するとともに、行政とサービス事業所が連携し、市の独自事業についても見直しを図っていきます。

【重点的な取組み】

- サービス提供事業所新規開設支援
- 市単独事業の見直し

(1) サービス提供事業所新規開設支援

障がいのある人の在宅での生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系のサービスなどの事業所の参入を促進するため、積極的に情報提供を行うなど、開設に関する支援を行います。

また、障害福祉サービスの提供にあたって、福祉人材の確保が図られるよう、サービス提供事業所や関係機関と協力していきます。

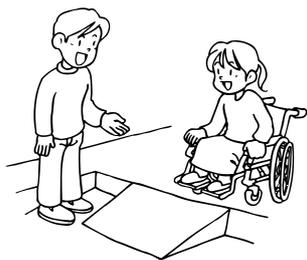
(2) 市単独事業の見直し

本市では、市の単独事業として、市障害者扶助料の支給や身体障害者住宅改善費の補助など、さまざまな事業を実施しています。

今後は、障がいのある人が必要とするサービス量を確保する中で、市の単独事業の効果や、サービスの公平性等を検証し、障害者施策審議会において検討していきます。

<市の単独事業>

- 障害者おためし外泊支援事業助成金
- 障害者扶助料
- 身体障害者住宅改善費補助金
- 障害者福祉タクシー料金助成 など



2-3 ライフステージに応じた支援の充実

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある児童の卒業後の進路の希望としては、義務教育終了後、高等学校や専門学校への進学を希望している人が多く、次のステージへスムーズに進むための支援等が望まれていることがわかります。

児童に限らず、障がいのある人一人ひとりの生涯を通じて、その成長や状態の変化に対応しながら、事業所等の連携のもと、一貫した切れ目のない支援を提供することは重要です。

そこで、ライフステージの各場面で、一人ひとりにあった支援が受けられるよう、個別のニーズを把握し、保健、教育、医療、福祉、就労等の各関係機関が情報を共有でき、重層的に支援する体制を整えます。

また、卒業後に、就労や地域活動など社会参加が円滑にできるような支援体制を整えるとともに、障がいのある人が地域で自立するためにはどのような配慮が必要となるか整理し、関係機関で共有できる仕組みをつくります。

【重点的な取組み】

- ライフステージに応じた健康づくりの推進
- こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実
- ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもたちが、将来、積極的に社会参加し自立した生活を送るためには、その能力と可能性を最大限伸ばすことができるよう早期から療育支援を行うことが重要です。障がいのある子ども一人ひとりの状態やニーズ等に応じたきめ細かい早期療育支援の充実を図ります。

また、疾病の早期発見・早期治療により障がいを予防するという観点から、保健事業等の充実を目指します。また、近年増加している生活習慣病に起因する障がいや精神疾患を予防するため、健康づくり事業の充実や安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

(2) こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実

子どもたちの将来の地域生活や就労を見据えたライフステージに応じたサポー

トを行う拠点として、子ども支援に加え、親支援、家庭支援を行う拠点として「こども発達センター」を平成23年4月、いきいき広場に開設しました。

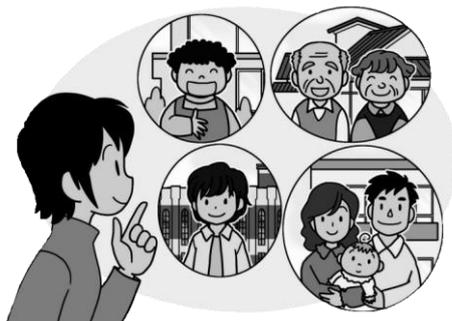
今後も、子どもの発達について、家庭を含め総合的に支援を行う拠点として、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時など状況が変わるなか、支援が途切れることのないよう、保健センター（保健福祉グループ）、幼稚園、保育所、小中学校と連携し、成長に応じた継続的な支援を行います。また、障害者相談支援事業所との連携を強化し、就労を含めた生涯にわたる継続的な支援を行います。

なお、平成27年度から、みどり学園への言語聴覚士の定期訪問を開始し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が関われる体制を整備します。

(3) ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実

第3次計画では、「切れ目のないライフステージプラン」を重点プランとして、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活に至るライフステージごとの支援の充実を目指して、地域生活支援システム『きらり』による情報の共有化などを進めてきました。

今後は、ライフステージごとの情報管理部局の明確化を図り、関係機関の情報共有と確実な情報伝達を行います。また、当事者等と専門機関等の双方向の情報伝達が円滑に行われるよう、保護者と一緒にライフステージごとにプランを作成します。一人ひとりのニーズに合った支援を充実するとともに、本人だけでなく、家族との繋がりも強めた支援を継続していきます。



2-4 就労・定着支援

就労は、経済的な自立の基盤としてきわめて重要です。また、働くことを通じて生きがいを見いだすことで、人生に喜びを感じたり、人との交流により人生の複雑さや豊かさなどを感じることもできます。

これまで、本市では、たかはま障がい者支援センターに就労支援員を配置し、障がいのある人の就労支援を積極的に進めてきました。近年、障がいのある人の就労や就労訓練において農業を取り組む動きが広がってきています。市内でも、就労系の障害福祉サービス事業所と地域住民が協働し、農園作業が始まっています。障がいのある人の経済的自立や精神面における課題と、高齢化や後継者不足などの農業の課題を合わせて解決する農業と福祉の連携（農福連携）に取り組み、自立を支援していきます。

また、高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、現在働いている人うち、仕事のことで悩んでいることや困っていることがある人が多くいることがわかります。就労支援を経て、一般就労につながったとしても、それが長続きしないケースが少なからずあるのも現状です。雇い入れる側の企業関係者や医療関係者に参加の協力を求めて就労にかかる課題を検討する場を設けるとともに、一般就労後も、対象者に寄り添い、できる限りきめ細やかに支援する体制を整えていきます。

【重点的な取組み】

- 農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進
- 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
- 多様なニーズに対応した就労支援
- 就労支援会議の充実
- 定着支援の強化
- 企業等で働ける人の掘り起こし

(1) 農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進

就労系のサービス提供事業所等と農業に関係する機関や団体の連携により、農業を通じて働き、農業を通じて自立を支援できるような取組みを推進し、障がいのある人の工賃取得による経済的自立を促進していきます。

また、生きがいややりがいなど、精神面の充実を図るため、農作業等を行える環境づくりを進めていきます。

(2) 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達

平成25年度から障害者優先調達推進法が施行されました。本市においては、障がいのある人の就労施設から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努めており、さらに、市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障がいのある人の雇用の状況を取り入れ、積極的に障がいのある人の雇用対策を進めている事業者が優遇されるよう努めています。

今後も、新規事業等を行う場合には、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。

(3) 多様なニーズに対応した就労支援

働くことを希望する障がいのある人については、引き続き、たかはま障がい者支援センターの就労支援員が中心となり、情報提供や就労支援を行います。

また、一般就労等への移行に向けた支援を行う就労移行支援事業所や、一般就労が困難な人に、就労の場や機会を提供し、知識・能力の向上のために訓練を行う就労継続支援事業所との連携を強化し、多様な就労ニーズに対応できる体制を整えます。

(4) 就労支援会議の充実

障がいのある人の一般就労に向けた課題検討の場として、就労支援会議を設置しています。障がいのある人の一般就労が継続するよう、雇い入れる側の企業関係者や医療関係者にも参加を求め、就労支援に関し、より現実的な課題解決を目指します。

(5) 定着支援の強化

一般就労した人が職場に定着できるよう、就労支援系のサービス提供事業所、企業等、相談支援機関と連携を図り、三者の役割分担を明確にして、継続的な定着支援を図ります。

(6) 企業等で働ける人の掘り起こし

障がいのある人が一定期間、株式会社高浜市総合サービスで就労し、そこでの経験を今後の一般就労へ活かす「チャレンジ雇用」を現在も行っていきます。一般企業等で継続的に働くことができる能力を身につけるため、今後も障がいのある人の就労に関し、株式会社高浜市総合サービスとの連携を継続します。また、潜在的に能力を持っている人を掘り起こし、就労系のサービス提供事業所等との連携のもと、一般就労に向けた支援を行います。



2-5 権利擁護の充実

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、成年後見制度を利用している人はわずかですが、知的障がいのある人、障がいのある児童では、今後「利用したい」という回答が3割以上となっています。

障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備の一環として障害者差別解消法や障害者虐待防止法が整備され、障がいのある人の権利擁護や虐待防止の仕組みづくりが求められています。

こうした背景のもと、本市では、平成26年10月に権利擁護支援センターを設立しました。今後は、権利擁護支援センターとの連携により、判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面において、障がいのある人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活を送ることができるよう支援していきます。

【重点的な取組み】

- 権利擁護支援センターの充実
- 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

(1) 権利擁護支援センターの充実

本市では、要援護者の状態別、ニーズ別に担当部署が異なり、権利擁護全体に対するシステムが構築されていない状況にありました。また、対応困難なケースも増えており、権利擁護全体のマネジメント機能を担い、専門的支援機関としての役割を持ち、関係機関との調整を行う権利擁護システムが必要となってきました。こうした背景のもと、支援が必要な人に支援が確実に届くように、「生活」から「重要な財産行為」までの相談・支援機能と権利擁護に関する関係者のネットワークの強化、市民後見人・生活支援員の養成と活動支援など、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進するため、平成26年度に権利擁護支援センターを設置しました。

【権利擁護支援センターの概要】

運 営	社会福祉協議会に委託
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・スーパーバイズ機能を担うスタッフの配置・育成・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係機関とのネットワーク強化・生活支援員養成講座の開催、生活支援員への登録促進および活動支援の実施・権利擁護に関する市民向けシンポジウムの開催・家族後見人への支援策の検討

権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する各種事業を実施することによって、判断能力が不十分な方への生活支援員による地域生活支援、成年後見の市長申立、法人後見支援、市民後見人養成や活動支援など、権利擁護に関する課題を一元的に捉えて、解決に向けて有効に機能する仕組みを構築します。

また、権利擁護の支援を必要とする人が、漏れなく必要なサービスを利用できるよう、センターと業務の内容の周知に努めます。

(2) 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

障がいのある人への虐待については、要保護者対策地域協議会を設置し、その支援体制を確保しています。現在の体制をさらに充実するため、障がい相談支援員を委員に加えるなど、地域自立支援協議会との連携を図るとともに、通報があった場合の関係機関との連携などに関する国のマニュアルを活用し、関係機関と連携により必要な援助を行っています。

また、障がいのある人の虐待を未然に防ぐために、障がいのある人の介護・支援を直接担うことが多い家族の負担の軽減や、介護者の孤立感、将来の不安に対するきめ細かな相談体制の確保に努めます。そのためにも今後一層サービス提供事業所等や地域の民生児童委員、ボランティア等とも連携を図り、虐待防止に努めていきます。

さらに、障害福祉サービスの提供事業従事者、障がいのある人を雇用する利用者による虐待についても事業者等連絡会議、就労支援会議等の会議内容の充実や研修機能の強化により一層の啓発に努めます。

3 本人を支える人達への支援体制の構築

3-1 教育機関との連携

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある児童・生徒では、今後、重点的に進めるべき施策として「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が最も高くなっています。

保護者の視点で障がいのある児童の将来を考えると、できる限り早い時期に、働くことの喜びを知り、就労に慣れることも重要であるといえます。また、障がいのある児童が、その潜在的な能力を社会の中で発揮できるよう、療育、教育、福祉、就労にかかる関係機関の連携を強化し、情報の共有化を図ります。

【重点的な取組み】

- 教育機関と関係機関とのネットワーク構築
- 早期職場体験の実施

(1) 教育機関と関係機関とのネットワーク構築

障がいのある児童・生徒の状況に適した進路指導等を行うため、学校、市、障がい者支援センター、サービス提供事業所等が、相互に情報を共有しながら連携するネットワークを構築し、総合的に就学・就職への支援を行っていきます。

(2) 早期職場体験の実施

障がいのある児童・生徒が、できるだけ早い時期に仕事を体験し、働くことや、交流による喜びを知ること、将来、スムーズに地域での自立生活が可能になるよう、中学生の職場体験の機会をつくります。実施にあたっては、学校、企業、地域住民等の連携を図ります。



3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、介助・支援者の高齢化が進んでいます。実際に、障がいのある人の介助者である高齢の親が要介護の状態になったケースなどもあり、単に障がいのある人個人だけではなく、家族全体の課題を包括的支援することが、最終的には障がいのある人自身の尊厳が守られることとなります。障がいのある人を支える身近な家族へ視点を合わせ包括的に支援することが必要です。

そこで、介護保険制度の中で高齢者を中心に進められている地域包括ケアシステムの構築を、障がいのある人なども対象として進め、その一環として、各福祉制度を横断的に捉え、個人ではなく家族単位で包括的（まるごと）に問題・課題を解決していく地域ケアの仕組みを、福祉まるごと相談グループや、生活困窮者自立支援施策を担当している地域福祉グループとの連携のもと検討していきます。

【重点的な取組み】

○支援調整会議の活用

▼ 支援調整会議の活用

本市においては、障がいのある人、高齢者、生活困窮者など、その背景に関わらず支援を必要としている人の多様な事案のうち、複数の部署の連携が必要なケースなどについて、福祉まるごと相談グループが中心となり、必要な調整や支援の方針を決定するため「支援調整会議」を定期的を開催しています。

この会議には、ケース担当者、関係部署担当者、福祉まるごと相談グループ担当者および当事者などの権利擁護の観点から権利擁護支援センターの担当者も参加しています。また、法的な対応の必要が生じた場合は、弁護士、社会福祉士の支援を受けています。

障がいのある人やその家族を包括的（まるごと）に支援していくため、この支援調整会議を活用し、迅速かつ的確に課題解決を図っていきます。

3-3 サービス事業所等のスキルアップ

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、医療・福祉サービスや就労に関する相談相手として、サービス事業所の職員等をあげている人が少なくありません。利用者にとって身近な存在であるサービス提供事業所の職員に対する信頼や期待は大きく、さまざまな課題解決の技術や資質が求められています。

サービス利用者数の増加に伴い、サービス提供事業所では、定員の拡大や、提供日時の延長を行うと同時に、余暇活動としても休日等のイベント行事なども積極的に開催しています。同時にサービス提供事業所ではマンパワーの充実、確保が必要となってきますが、一定基準以上の質の高いサービスの提供には多様な研修の機会の確保も必要となります。サービス提供事業所の自主的研修体制に加え、市としても事業所等が一層のスキルアップが可能となるように環境を整えていく必要があります。

障がいのある人と家族に対する地域ぐるみの重層的な支援体制を構築するため、事業所等連絡会議において、各事業所間の連携を促進するとともに、地域全体の事業所の資質向上が図れるような環境を整えていきます。

【重点的な取組み】

- 事業所の垣根を超えた相互支援体制整備
- 関係機関の連携による障がい別研修体制の構築
- 教育関係者と事業所関係者の合同研修

(1) 事業所の垣根を超えた相互支援体制整備

市内にあるサービス提供事業所の職員の資質向上を目指し、経験豊かなベテラン職員が、事業所間の垣根を越えて、知識や技術を若い世代に伝えられる機会をつくるために、事業所間でのケース検討会を開催できるよう支援していきます。

(2) 関係機関の連携による障がい別研修体制の構築

市内にある各サービス提供事業所が有する能力を活かして、市内のサービス全体の内容が向上し充実するよう、事業所等連絡会議を通じて、事業所が共同で研修を行える体制を整えていきます。

(3) 教育関係者と事業所関係者の合同研修

特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、行政の三者が、情報を共有しながら、障がいのある児童・生徒の将来における地域での自立を前提に、それぞれの支援が効果的に提供できるよう、合同研修の開催を支援していきます。



3-4 保護者・家族支援

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、家族の中の主な介助者・支援者は、トイレの介助から金銭管理に至るまで、さまざまな支援を毎日行っています。障がいのある人の生活の質を高めるためにも、介助者である保護者や家族の心身の負担を軽減する必要があります。しかし、相談支援においては、当事者への支援が中心となるため、その家族や介護者の支援にまで至っていないのが現状です。

そこで、家族を対象とした相談会を開催するなど保護者や家族に目を向けた支援を重点的に実施します。また、保護者が障がいのある児童の将来に展望を持ち、高い意識を持って子どもの育ちに関われるよう支援していきます。

【重点的な取組み】

- 保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化
- 保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援

(1) 保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化

障がいのある人自身やその家族は、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人についてより深く理解しています。現在、障がいのある人の家族が中心となって、同じ立場の人を対象に気軽な相談の取組みが始まっています。

保護者や兄弟など同じ境遇、立場の人が集まり、実際に生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別の相談や支援ができる環境を整え、家族支援の強化を図ります。

(2) 保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援

発達障がいなど障がいのある子どもが、安心した生活を送るためには、いつでも誰からでも同じ支援を受けることが重要です。保護者が中心となって、子どもの特性や関わり方などを記す「サポートブック」の作成を支援します。

また、保護者に限らず、家族全員が発達障がいなど、障がいに関する知識と理解を深めるための取組みを実施します。

3-5 新しい当事者団体等の育成・支援

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、今後したい活動として「当事者団体等の活動」をあげている人が少なくありません。当事者団体や家族会などが、まさに当事者意識を持って、障がいのある人の生涯を見据えた活動をすることによって、本市の障がい者福祉全体が大きく向上すると考えられます。

そこで、新たな当事者団体等の組織化や育成にかかる支援を行うとともに、既存団体の活動が活性化するよう支援します。

【重点的な取組み】

- 組織化に向けた支援
- 既存団体等への多様な活動支援

(1) 組織化に向けた支援

入学・進学時など、学校や医療機関において行われている交流会等において、組織化に向けた情報提供を行います。また、既存団体の運営に係る経験談や新設団体発足時の体験談などを聞く機会をつくるなど、組織化に向けた支援を行っていきます。

(2) 既存団体等への多様な活動支援

特定非営利活動促進法により、さまざまな民間の非営利団体や法人格を持たない住民活動団体が、継続的に活動ができ、社会的に認知されるよう法人格の取得を目指す場合が多くなっています。

今後は、当事者団体等の活動が公的なサービスとともに障がいのある人の自立生活を支える基盤となるよう、市民が主体となるNPO法人等の立ち上げ支援や活動支援を充実させます。また、既存の当事者団体等への活動支援を継続して実施します。